

し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘ところの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して使ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

長史一員 鄭子孝 人伴一十名

使者一員 吳儀子 人伴五名

都通事一員 阮明 人伴三名

存留在船使者四員 馬三魯 顧庇 麻五刺 馬美珠

人伴八名

存留在船通事三員 林世重 林華 鄭宗 人伴六名

管船火長・直庫二名 梁賢 彭雅

附搭の土夏布二百匹

梢水共に四十七名

右の執照は通事林世重等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十五年（一六〇七）八月二十五日給す

執照

注\* 『明実録』万曆三十六年十二月丙辰の条に關連の記事がある。

(一) 梁賢 一五八一—一六六〇年。神谷通事親雲上。久米村吳江

梁氏（龜嶋家）五世（『家譜（二）』七六三頁）。

1-32-16

国王尚寧の、薩摩の侵入と、貢期に遅れることを急報するた  
め正議大夫鄭俊等を遣わす執照（一六〇九、五、一一）

琉球国中山王尚（寧）、倭乱を急報し貢期を緩むるを致す事の為  
にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の鄭俊等を遣わし、水  
梢を率領し、小土船一隻に坐駕し、並びに生硫黄二千斤を装載し、  
福建等処承宣布政使司に前赴し、前項の縁由を投報せしむ、等の  
情あり。今差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官兵の  
盤驗して便ならざるを恐る。此れに拠り理として合に給照すべし。  
此の為に、除外に今、洪字第五十一号半印勘合執照を給し、都通  
事梁順等に付し、収執して前去せしむ。如し関津把隘ところの去処の官  
兵の驗実すれば、即便に放行し、留難して使ならざるを得しむる  
母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 鄭俊 人伴一十名

使者一員 麻富都 人伴五名

都通事一員 梁順 人伴三名

管船火長・直庫二名 蔡喜 錢富

水梢

右の執照は都通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十七年（一六〇九）五月十一日給す

執照

注\*（一八一〇三）を参照。

1-32-17

国王尚寧の、貢期に遅れたことを詫びて進貢するため王舅毛鳳儀等を遣わす執照（一六一〇、一、二〇）

琉球国中山王尚（寧）、天恩もて遭乱を恤憐し、貢職を贖修するを懇乞す等の事の為にす。

今、特に王舅毛鳳儀、長史・使者・通事等の官の金心魁等を遣わし、水梢を率領し、土船一隻に坐駕し、並びに生硫黄四千斤を装載し、福建等処承宣布政使司に前赴して、前項の縁由を投報せしむ、等の情あり。今差わす員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第五十三号半印勘合執照を給し、存留通事蔡崇貴等に付し、収執して前去せしむ。もし経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の軍兵の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

王舅一員 毛鳳儀 人伴一十名

長史一員 金心魁 人伴一十名

使者一員 俞美玉 人伴五名

通事一員 蔡錦 人伴二名

存留在船使者二員 栢寿 吳自福 人伴五名

存留在船通事一員 蔡崇貴 人伴二名

管船火長・直庫二名 林世厚 馬故巴

水梢共に四十九名

右の執照は存留通事蔡崇貴等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十八年（一六一〇）正月二十日給す

執照

1-32-18

国王尚寧の、進貢のため正議大夫金仕歴等を遣わす執照

（一六一三、二、一一）

琉球国中山王尚（寧）、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の金仕歴等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。鳥土二船に分駕し、馬四匹・生硫黄一万斤、船毎に馬二匹・硫黄五千斤を幫載して、福建等処承宣布政使司に前赴して告投す。抛りて差わす員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、今、洪字六